

『責任ある機関投資家』の諸原則  
《日本版スチュワードシップ・コード》への  
みずほ信託銀行の取組方針

2014年7月11日制定

2015年10月2日改定

2016年6月1日改定

2016年10月1日改定

みずほ信託銀行 株式会社

- みずほ信託銀行(以下、当行といいます)は、2014年4月、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすために、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》(以下、本コードといいます)の趣旨に賛同し、これを受け入れることを表明いたしました。
- 本コードにおける「スチュワードシップ責任」とは、機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者(以下、お客さまといいます)の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任を意味します。
- 当行は、2016年10月、アセットマネジメント One 株式会社への会社分割に伴い、アセットマネジメント One 株式会社に資産運用業務の一部(ファンドマネジメント、トレーディング業務等)を委託する体制に変更いたしました。
- 当行は、資産運用業務を委託する体制となりますが、信託の受託者としての立場に変更はなく、引き続き、アセットマネジメント One 株式会社を含む資産運用機関(以下、運用受託機関といいます)と協働し、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を主体的に果たしてまいります。
- 当行は、「スチュワードシップ責任」を果たすにあたり有用と考えられる7つの諸原則について以下の方針を定め、運用受託機関等との定期的な情報交換や活発な双方向の議論等を通じ、当行における本コードへの取り組みの改善、向上を目指してまいります。

**原則 1: 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

- 当行は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、中長期的な視点から当該企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すことが、お客さまの中長期的な投資リターン拡大を図ることになると考え、本方針を策定いたします。  
当行は、信託の受託者として、運用受託機関と協働し、「責任ある機関投資家」として「スチュワードシップ責任」を主体的に果たしてまいります。
- 当行は、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、公表するよう求めます。
- また、スチュワードシップ活動への取り組みに係る不断の改善・向上を求め、その取り組み状況については、当行内の会議体である「責任投資会議」においてモニタリングし、運用受託機関の評価に反映してまいります。
- 当行は、運用受託機関のスチュワードシップ活動への取り組み状況をお客さまに報告し、受託者としての説明責任を果たしてまいります。

**【スチュワードシップ責任を果たすための体制】**

**・責任投資会議の設置**

- 「責任投資会議」は、当行ならびに運用受託機関のスチュワードシップ活動全般について審議、報告する会議です。
- 当行は、スチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関における投資先企業との対話(エンゲージメント)、議決権行使等スチュワードシップ活動全般に関する対応状況やスチュワードシップ責任の履行状況について、運用受託機関に対し報告を求め、その内容を本会議において報告します。
- この会議において、当行におけるスチュワードシップ活動の実績総括を実施し、常に取り組みの改善・向上を図ってまいります。

**原則2:機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。**

- 当行は、資産運用業務を行うにあたっては、お客さまの利益を第一として行動します。  
資産運用業務を行う部署と融資などの取引がある営業関係部署との間で情報遮断を行うなど、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反については、行内規程に則り厳格に管理いたします。
- また、当行が委託する資産運用業務に係る運用資産の議決権の行使については、運用受託機関に対し、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、公表するよう求めます。
- 当行の利益相反管理方針の概要は以下のウェブサイトに公表しております。  
<http://www.mizuho-tb.co.jp/coi/index.html>

**原則3:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。**

- 当行は、運用受託機関による投資先企業の状況の適切な把握が、スチュワードシップ責任を適切に果たし、当該企業の持続的成長につながるものと考えております。
- 当行は、運用受託機関に対し、投資先企業の財務面の情報だけではなく、ガバナンスや社会問題・環境問題(いわゆる「ESG」)など、非財務面の情報も的確に把握し、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)を十分に果たすことにより、投資先企業の状況を的確に把握することを求めます。
- 当行は、運用受託機関におけるエンゲージメントを十分に果たすことができる体制の構築ならびにその対応状況等について、運用受託機関に対し報告を求め、「責任投資会議」においてモニタリングを行います。  
モニタリング結果を踏まえ、運用受託機関と双方向での議論等を実施し、運用受託機関による投資先企業の状況の的確な把握を促してまいります。

**原則4:機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。**

- 当行は、運用受託機関が、中長期的視点から、投資先企業との間で建設的な「目的を持った対話」を実施することが、投資先企業の企業価値及び資本効率を高めると考えております。
- 当行は、運用受託機関に対し、投資先企業の持続的成長を促すことを目的とした対話を実施することにより、当該企業と認識の共有を図ることを求めます。
- 当行は、運用受託機関が、実際に起こり得る様々な局面に応じ、投資先企業との間でどのような対話を行うのかなどについて、あらかじめ明確な方針を持ち、それをウェブサイト等に開示することを求めます。
- また、当行は運用受託機関が実施した深度をもった対話の状況や対話に係る明確な方針等について、運用受託機関に対し報告を求め、「責任投資会議」においてモニタリングを行います。  
モニタリング結果を踏まえ、運用受託機関と双方向での議論等を実施し、運用受託機関による投資先企業の問題改善に努めるよう促してまいります。

**原則5：機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。**

- 当行は、適切な議決権行使が企業のカバナス体制強化を促し、企業の中長期的な価値向上と持続的成長につながるものと考え、議決権行使に係る基準について明確な方針を策定し、公表します。
- 当行は、運用受託機関に対し、原則としてすべての保有株式について議決権を行使するよう求めるとともに、議決権行使に係る基準について明確な方針を策定し、議決権の行使結果について公表するよう求めます。
- 当行は、運用受託機関に対し、議決権行使状況について報告を求め、「責任投資会議」においてモニタリングを行います。  
モニタリング結果を踏まえ、運用受託機関と双方向での議論等を実施し、運用受託機関による投資先企業の持続的成長に資する議決権行使を促してまいります。
- 当行の『受託資産運用における議決権行使ガイドライン』は以下のウェブサイトに公表しております。  
<http://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou>
- 当行の議決権行使結果は以下のウェブサイトに公表しております。  
[http://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken\\_koushi.html](http://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/unyou/giketsuken_koushi.html)

**原則6：機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。**

- 当行は、責任ある機関投資家として、運用受託機関に対し、行使した議決権の状況や企業との有益な対話の内容・事例など、スチュワードシップ責任を果たすための体制や活動状況について報告を求め、「責任投資会議」においてモニタリングするとともに、ウェブサイトなどを通じ、定期的にお客さまへ報告してまいります。

**原則7:機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。**

- 当行は、運用受託機関が、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきであると考えております。
- 当行は、運用受託機関等との定期的な情報交換・議論等を通じ、自らもこれまで培ったスチュワードシップ責任を果たすための知見や実力を更に向上させるとともに、その知見や実力を活かし、業界全体の実力向上の一助となるよう、「責任ある機関投資家」として積極的にスチュワードシップ活動に取り組んでまいります。
- また、当行は、運用受託機関に対し、投資先企業との対話やスチュワードシップ活動を適切に行うための体制の整備やその実力を向上させる施策等の実施を求めます。
- 当行は、運用受託機関のスチュワードシップ責任を果たすための実力具備の状況等について、運用受託機関に対し報告を求め、「責任投資会議」においてモニタリングを行います。モニタリング結果を踏まえ、運用受託機関と双方向での議論等を実施し、運用受託機関による当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力向上を促してまいります。